

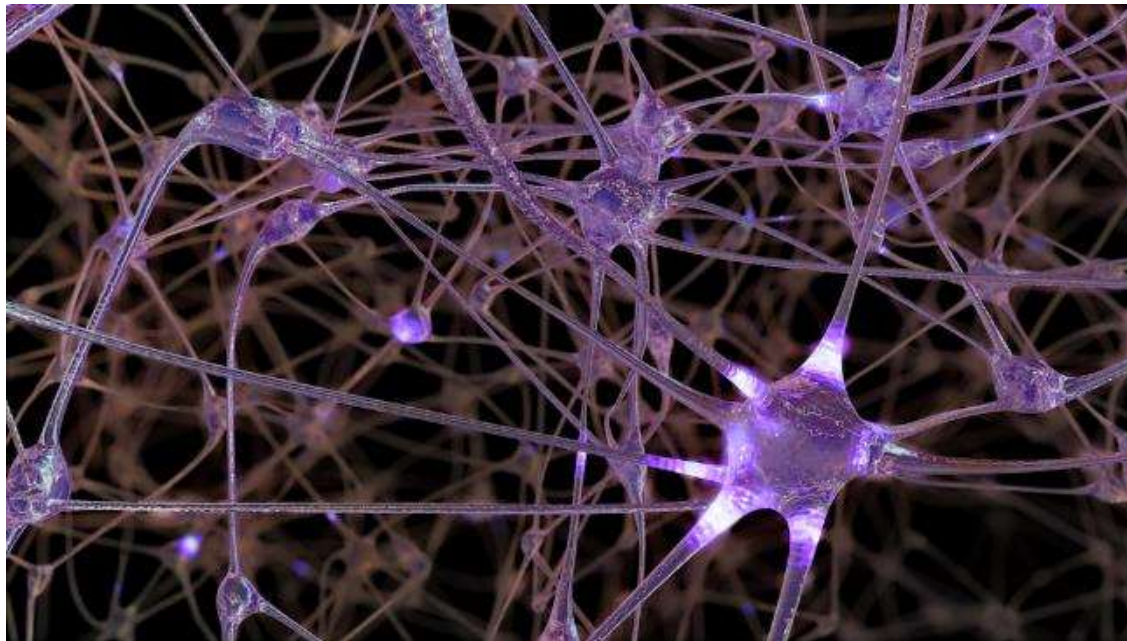
指定発言

地域の社会資源を活用するには？

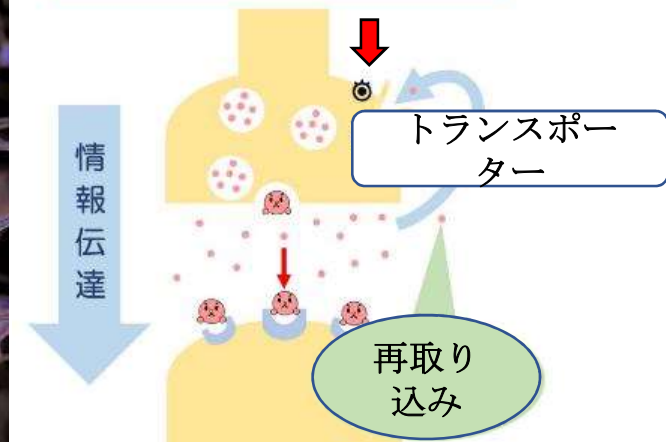


神戸市総合療育センター 高田 哲

シナプスと神経伝達物質

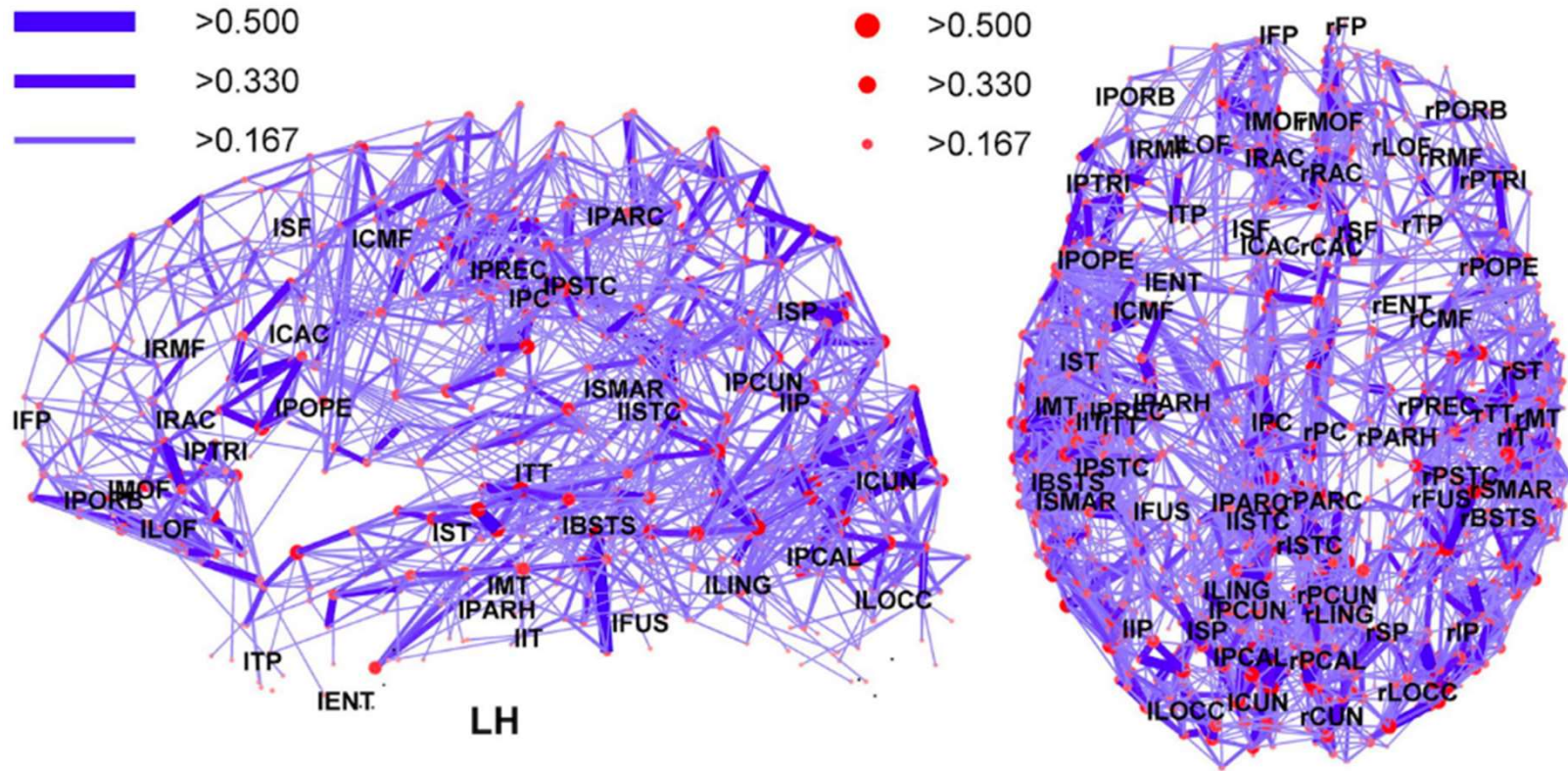


シナプスの仕組み



出生直後に形成されたシナプスは未熟で、成長と共に必要なシナプスは残り、不要なシナプスは除去されて機能的な神経回路が完成する。この過程は「シナプス刈り込み」と呼ばれ、生後発達期の機能的な神経回路の形成に不可欠とされる。

脳は神経細胞によって作られた ネットワーク

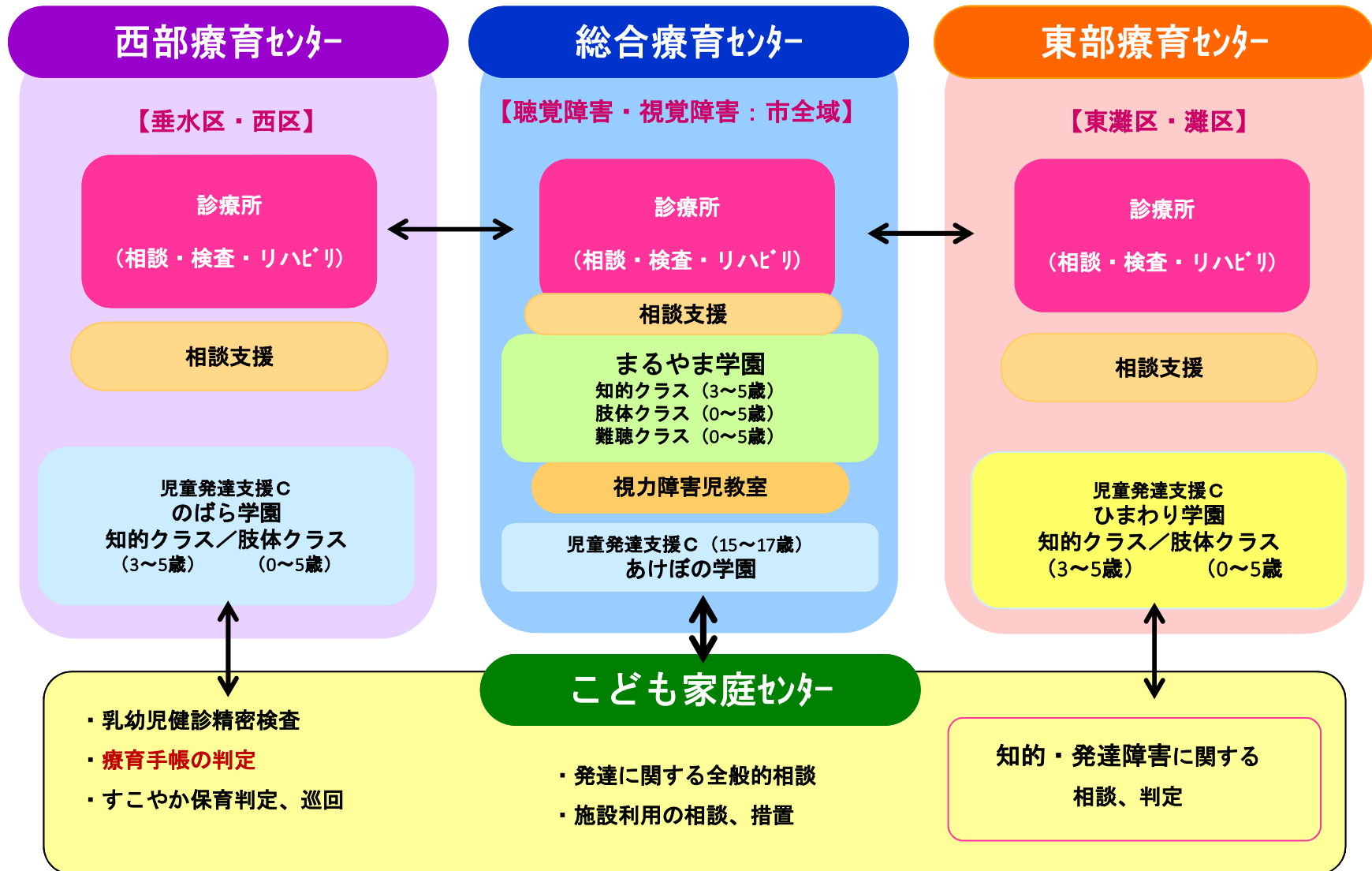


***神経発達症**：大脳高次機能（人間特有の高度の認知機能）の非進行性の障害が発達期に生じたもの。

* 標的認識制御やシナプス制御の異常等が原因と考えられる

medium.comイラスト図より抜粋

神戸市の療育センター



知的・情緒面に課題を持つ子ども への介入プログラム (総合療育センター)

OT2



ST1



ST2



* (発達状況による使い分け)

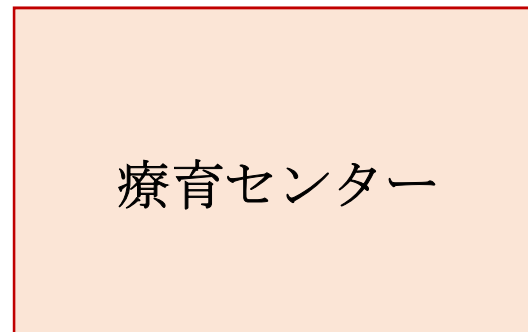
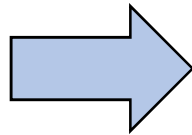
1. **OT2** (感覚統合の設備を利用した自然な発達の行動介入 **JASPER**)
2. **ST1** 言語療法面からのアプローチ (ことばの理解、構音、滑舌)
3. **ST2** **TEACCH**の考え方を基にしたプログラム (視覚支援・構造化)

待機時間を短くするには？ (ボトルネックを無くす)



- 療育体制の効率化
- 人材育成
- 事務の簡素化
- ICTの活用（教育・研修）
- ネットワークの強化

重症度・リスク
の高い子どもを
優先的に



- 振り分け機能の強化
- 地域相談体制の強化

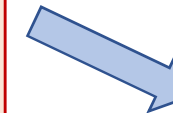
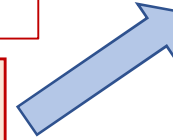
こべっこ発達専門
チーム



保育所・こども園
幼稚園

かかりつけ医研修

- かかりつけ医
- 病院（基礎疾患の有無）



学校

特別支援教育
相談センター

児童発達支援
放課後デイサービス

質の高い引継ぎ先
を増やす

社会資源・福祉サービスの利用

ー医療・教育とどうつなげるのが良いかー

* 障害者手帳の種類はいくつある？

自閉スペクトラム症の子どもはどの手帳？

* 療育手帳：兵庫県と神戸市ではなぜ基準が異なる？

* 児童発達支援事業所と児童発達支援センターの違いは何？

* 児童発達支援、放課後デイサービスを利用するには？

* 神戸市の「すこやか保育」

どのように申し込み、どのように判定される？

* 特別児童扶養手当とは？ 障害児福祉手当とは？

障害者手帳は 3種類

療育手帳：対象は知的障害

児童相談所又は知的障害者更生相談所にて「知的障害」と判定

知的障害のある自閉スペクトラムでは取得可能 A, B1, B2にわかれる

精神障害者保健福祉手帳：対象は精神障害

自閉スペクトラム症を含む発達障害はここに含まれる 1～3級に分かれる

身体障害者手帳：対象は身体各部の固定した障害。視力、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部臓器など多岐にわたる。

身体障害者福祉法により、1-7級まで規定されている。



カバー（チャレンジ・クリエイティブプロジェクト フェリシモ）

＊ どの手帳でも障害者総合支援法のサービスを受けれる

療育手帳：兵庫県と神戸市では 基準が異なる

＊重度（A）とそれ以外（B）に区分

（交付自治体が独自に重度（A）とそれ以外（B）を細分化している場合もある。）

1. 重度（A）の基準

1) 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者

- ・ 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
- ・ 異食、興奮などの問題行動を有する。

2) 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

2. それ以外（B）の基準

- ・ 重度（A）のもの以外

令和3年厚労省通知

兵庫県：知的障害を伴わないが、発達障害があり、支援が必要と認めた人にも療育手帳 B(2)を交付。

神戸市：知的能力と社会生活能力等からの総合判断

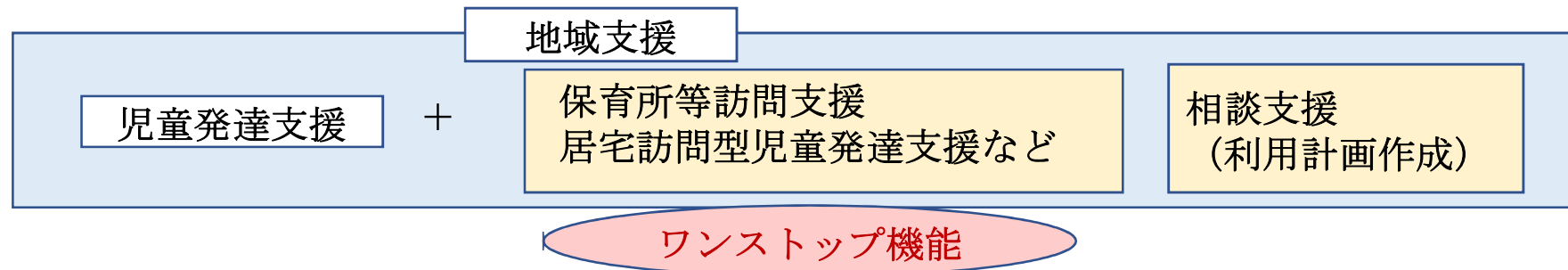
重度（A）：IQ又はDQ35以下、

中度（B1）：IQ又はDQ36から50

軽度（B2）：IQ又はDQ51から75。

児童発達支援センターと 児童発達支援事業所

児童発達支援センター（令和6年度より役割が強化）



- ・ 通所障害児への療育やその家族に対する支援
- ・ 障害児や その家族の相談支援
- ・ 障害児を預かる施設への援助・助言
(地域の中核的な支援施設)

訪問先

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ 乳児院、児童養護 施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設 と
して、地方自治体が認めたもの

児童発達支援事業所

- ・ 身近な地域における通所支援
- ・ 障害児への療育、家族への支援



通所支援サービスを受けるには？

- 対象：身体障害、知的障害、発達障害など発達に課題をもつ子ども
- 小学校に入学する前の障害のある子ども ⇒ 児童発達支援
- 小学校に入学後の障害のある子ども ⇒ 放課後等デイサービス
- 障害者手帳がない場合** 区役所・支所（保健福祉部または保健福祉課）で申請手続きを行い、支給決定を受けると利用が可能。

受給者証（障害福祉サービス受給者証）：

福祉や医療のサービスを利用できる証明として市町村が発行。
（医師の意見書を求める自治体も多い）

診断がついていなくても、医師や専門家の意見書があれば「受給者証」の発行が可能

https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien_jigyosho_guide.html



障害児の発達支援として相応しくない具体例

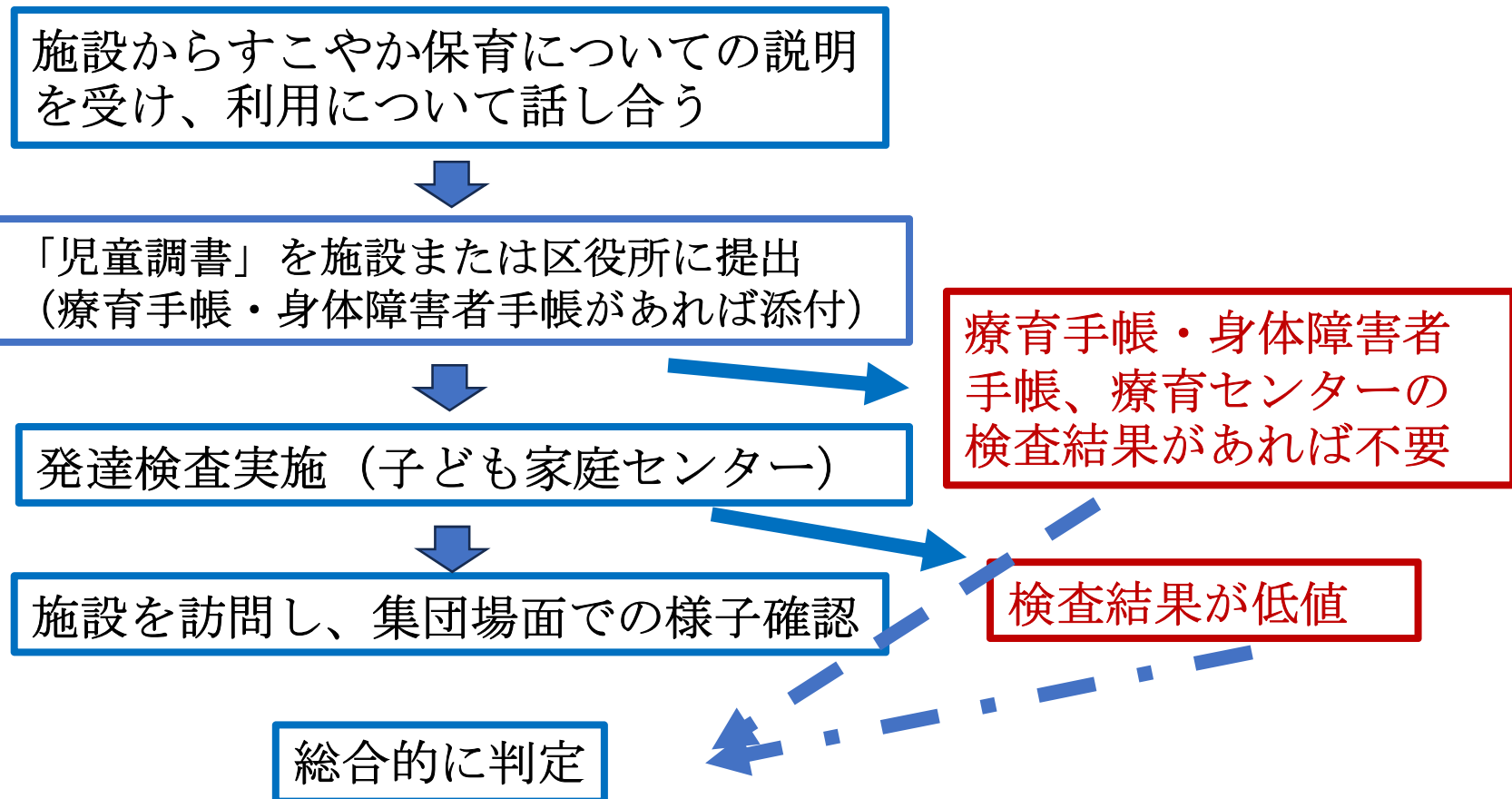
- ① 支援内容が安全な預かりに偏っており、発達支援が適切に行われていないもの
- ② 学校の宿題をみる等、支援内容が学習塾的な支援に偏っているもの
- ③ 一般的な習い事とほとんど変わらない支援を行っているもの

神戸市では、2022年より児童発達支援・放課後デイサービスにおける専門職者の人数や提供プログラムを区ごとに纏めて表示

https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien_jigyosho_guide.html

神戸市すこやか保育事業とは

保育所・認定こども園等に入所した子どもを対象に集団保育の中で子ども一人一人の状況に応じて必要な支援・配慮を行い、発達を促す援助をする制度。（専任保育士が必ず配置されるとは限らない）



発達に課題のある子どもへの支援

特定相談支援事業者の不足が神戸市の課題



<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kenko/handicap/so-ugoushienhou/keikakusoudansien.html#gaiyou>

特別児童扶養手当と障害児福祉手当

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
対象	精神又は身体に障害を有する児童 (中度以上)	常時介護を必要とする重度障害児
支給月額	1級（重度） 月額 53,700 円 2級（中度） 月額 35,760 円	月額 15,220 円
年齢	20歳未満	20歳未満

* 知的障害が軽度でも、併存する自閉スペクトラム症などによって、介護負担が中度以上に相当するという医師の診断があれば対象となる

* 本人または扶養義務者の所得制限がある

今後の方向性

- (1) 支援機関の役割整理 ⇒ (暮らす地域での支援)
- (2) 相談窓口・支援機関についての親切的な広報
- (3) 相談支援機関の質の向上、人材育成
- (4) 児童発達支援センターからの地域支援の拡充
- (5) 保健、医療、福祉、教育を結ぶ横の連携
- (6) ライフステージを超えた縦の連携
(保育所・こども園、児童発達支援と学校との連携)

